

開発行為に関する手続き (概要版)

詳細版はこちらから



太陽光発電事業やその他開発行為に関する主な手続きについて、一覧で整理しています。
(令和8年2月13日現在)

(留意事項)

- ・国や市町村が所管する手続きについては、ご確認をお願いします。
- ・開発行為に限られない手続き等については、含まれておりません。

●その他開発行為

①計画段階

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL	
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限
1	1	重要土地等調査法	○		土地取引	特別注視区域	内閣府		○		売主/ 買主	契約締結の前日まで	内閣府政策統括官 (重要土地担当)	https://www.cao.go.jp/tochi-choa/index.html
2	1	公有地の拡大の推進に関する法律	○		土地取引	都市計画区域等	各市町村		○		売主	契約締結の3週間前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sum/nintei/219839.html
3	1	北海道水資源の保全に関する条例		○	土地取引	保全地域	振興局	○	○		売主	契約締結の3月前まで	振興局地域政策課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen_todokede_top.html
4	1	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（立入制限）		○	立入	立入制限地区	道			○	事業者	行為着手前まで	環境生活部自然環境課	指定する区域 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/kishou/area/hidakasou.html
4	2	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（捕獲等の制限）		○	捕獲等	全道	道			○	事業者	行為着手前まで	環境生活部自然環境課	指定種一覧 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/siteishu.html
5	1	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（捕獲等の制限）	○		捕獲等	全道	環境省			○	事業者	行為着手前まで	オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・根室振興局管内の場合は、環境省釧路自然環境事務所 それ以外の地域の場合は、環境省北海道地方環境事務所	https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/capture/index.html
5	2	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（開発の制限）	○		建築物の新築等、土地の形質変更等	管理区域	環境省			○	事業者	行為着手前まで(※1)	オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・根室振興局管内の場合は、環境省釧路自然環境事務所 それ以外の地域の場合は、環境省北海道地方環境事務所	https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html
5	3	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（開発の制限）	○		建築物の新築等、土地の形質変更等	生息地等保護区	環境省		○		事業者	行為着手前まで	オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・根室振興局管内の場合は、環境省釧路自然環境事務所 それ以外の地域の場合は、環境省北海道地方環境事務所	https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html
6	1	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	○		捕獲等	全道	環境省、 振興局			○	事業者	行為着手前まで	オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・根室振興局管内の希少鳥獣及び国指定鳥獣保護区の場合は、環境省釧路自然環境事務所 道内のそれ以外の地域の希少鳥獣及び国指定鳥獣保護区の場合は、環境省北海道地方環境事務所 それ以外の場合は、各（総合）振興局保健環境部環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/syurvo/236583.html

●その他開発行為

①計画段階

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL		
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限	
7	1	道路法（特殊車両の通行）	○		特殊車両の通行	全道	道路管理者				○	事業者	行為着手前まで	道路管理者 （国・北海道・市町村） ※複数の道路を通行する場合、原則として各種道路のうち最上位の窓口に提出	https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/flink/tokusyaoshirase.html
8	1	環境影響評価法 北海道環境影響評価条例	○	○	環境保全手続	全道	国、道					事業者	事業着手前までに 評価書手続きの完了	法：環境省環境影響評価課※ 事業種により所管省庁が異なるため、環境省へ 条例：環境生活部環境政策課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.html

●その他開発行為

②用地確保（「③施設整備」に関する手続き（工作物の設置等）を含む場合も、こちらに掲載しております。）

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL	
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限
1	2	重要土地等調査法 (事後届出の対象となる場合)	○		土地取引	特別注視区域	内閣府		○		売主/ 買主	契約締結から2週間後まで	内閣府政策統括官 (重要土地担当)	https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html
9	1	国土利用計画法	○		土地取引	市街化区域等	市町村		○		買主	契約締結から2週間後まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/79446.html
10	1	森林法（民有林の所有者変更）	○		所有権移転	民有林	市町村		○		森林の土地所有者	所有権取得日から90日以内	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/77646.html
10	2	森林法（民有林の伐採）	○		伐採	民有林	市町村		○		事業者	伐採を開始する日の前 90日～30日まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/77314.html
10	3	森林法（林地開発許可）	○		土地 形質変更	民有林	道、 振興局	○		○	事業者	事業着手前まで(※1)	開発面積が20ha以上の場合は、水産林務部治山課 開発面積が20ha未満の場合は、振興局林務課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/rin/rinkai.html
10	4	森林法（保安林の伐採）	○		伐採	保安林	振興局		○	○	事業者	伐採前(※2)	振興局林務課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/bassai_sagyo.html
10	5	森林法（保安林の土地形質変更等）	○		土地 形質変更	保安林	振興局			○	事業者	土地の形質変更前(※2)	振興局林務課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/bassai_sagyo.html
10	6	森林法（伐採状況の報告）	○		伐採	森林	市町村				事業者	事前届出済の伐採が 終わった日から30日以内	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/77314.html
11	1	農業振興地域の整備に関する法律	○		建築物の新改築、 土地形質変更等	農用地 区域	振興局、 市町村	○		○	事業者	開発行為を行う前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/csi/nousin/nousin_sochi.html
12	1	農地法（農地転用）	○		農地転用	農地	振興局、 市町村	○	○	○	事業者	転用行為に着手する前まで	農業委員会（市町村）	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/csi/tenyou/tenyou.html
12	2	農地法（農地転用のための所有権移転）	○		農地転用のための 所有権移転	農地等	振興局、 市町村	○	○	○	売主等/ 買主等	権利設定若しくは移転の前 でかつ転用行為に着手する 前まで	農業委員会（市町村）	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/csi/tenyou/tenyou.html
13	1	特定都市河川浸水被害対策法	○		雨水浸透 阻害行為	特定都市 河川千歳川 流域	道			○	事業者	事業着手前まで	建設部河川砂防課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/163412.html
14	1	採石法	○		岩石採取	全道	振興局	○		○	事業者	採取を行おうとする日の 60日前	振興局商工労働観光課	https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/70689.html
15	1	文化財保護法（埋蔵文化財）	○		土木工事	埋蔵文化財 包蔵地	市町村		○		事業者	工事着手の届出は 60日前まで(※1)	市町村教育委員会	https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/jizenkyougi.html
15	2	文化財保護法（天然記念物）	○		工事	全道	市町村				事業者	事前に	市町村教育委員会	—
16	1	都市計画法	○		土地の区画形質 変更、又は建築等	全道	振興局又は 権限移譲市町村	○		○	事業者	工事着手前まで(申請前の事 前協議及び審査期間を含め て許可後に着手)	振興局建設指導課又は権限移 譲市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/osirase4.html
17	1	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○		特定開発行為	土砂災害特別警戒区域	振興局			○	事業者	事業着手前まで	振興局事業課及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html

●その他開発行為

②用地確保（「③施設整備」に関する手続き（工作物の設置等）を含む場合も、こちらに掲載しております。）

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL	
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限
18	1	海岸法（土砂採取、土地掘削等）	○		土砂採取、土地掘削、盛土、切土等	海岸保全区域	海岸管理者			○	事業者	事業着手前まで	海岸保全区域が ・農地保全の場合、振興局調整課・農村振興課 ・漁港保全の場合、振興局水産課 ・建設海岸の場合、振興局事業課及び出張所 （※6）	（農政部HP） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/a0002/b0003/ （水産林務部HP） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kanri/gvokou kaiganho.html （建設部HP） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html
19	1	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○		土地の掘削、工作物の設置、伐採等	急傾斜地崩壊危険区域	振興局			○	事業者	事業着手前まで	振興局事業課及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html
20	1	河川法及び河川法施行条例	○	○	土地の掘削、工作物の設置、伐採等	1級河川（指定区間） 2級河川	振興局			○	事業者	事業着手前まで	振興局事業課及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/kasenn-top.html
21	1	砂防法	○		土地の掘削、工作物の設置、伐採等	砂防指定地	振興局			○	事業者	事業着手前まで	振興局事業課及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html
22	1	漁港及び漁場の整備等に関する法律	○		工作物の建設/改良、土砂採取等	漁港の区域内	振興局			○	事業者	事業着手前まで	振興局水産課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kanri/gvokou gyokogyo joseibiho.html
23	1	北海道漁港管理条例		○	工作物の新築改築等、土砂採取/土地掘削	漁港区域	振興局				事業者	事業着手前まで	振興局水産課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kanri/gvokou kanrijourei.html
24	1	港湾法（工作物等の占用）	○		工作物等の占用	港湾区域	港湾管理者			○	事業者	工事開始の30日前まで （※3）	港湾管理者（市、町、管理組合）	—
25	1	廃棄物処理法	○		土地の掘削、形質変更	指定区域	振興局			○	事業者	形質の変更着手の30日前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/iss/top_page/siteikuiki.html
26	1	土壤汚染対策法	○		土地の形質変更	全道	道			○	事業者	工事着手の30日前まで	環境生活部循環型社会推進課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/dajo_osen_taisaku.html
27	1	砂利採取法	○		砂利採取	全道	道			○	事業者	採取を行おうとする日の30日前	振興局商工労働観光課	https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/70689.html
28	1	宅地造成及び特定盛土等規制法（許可）	○		宅地造成等	盛土規制法の規制区域	道			○	事業者	・工事着手の30日前まで（許可が必要な規模でも規制開始時点で既に着手している場合は規制開始後21日以内に届出）	建設部都市計画課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html
28	2	宅地造成及び特定盛土等規制法（届出）	○		宅地造成等	盛土規制法の規制区域	道			○	事業者	・工事着手の30日前まで（規制開始時点で既に着手している場合は規制開始後21日以内）	建設部都市計画課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html
29	1	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（管理区域内での建築物の新改築等）		○	建築物の新改築等、土地の形質変更等	生息地等保護区（管理区域）	道			○	事業者	行為着手前まで	環境生活部自然環境課	指定する区域 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/kishou/area/hidakasou.html
29	2	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（管理区域外での建築物の新改築等）		○	建築物の新改築等、土地の形質変更等	生息地等保護区（管理区域外）	道			○	事業者	行為の着手日から30日前（知事が期間を定めるときは、その期間前）まで	環境生活部自然環境課	指定する区域 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/kishou/area/hidakasou.html

●その他開発行為

②用地確保（「③施設整備」に関する手続き（工作物の設置等）を含む場合も、こちらに掲載しております。）

番号	枝番	規制				手続き					相談先	詳細URL		
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可			主体	期限
29	3	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（管理区域内での伐採等）		○	非常災害応急措置、通常管理行為、伐採等	生息地等保護区（管理区域）	道		○		事業者	非常災害に対する必要な応急措置としての行為の日から起算して14日を経過する日まで	環境生活部自然環境課	指定する区域 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/kishou/area/hidakasou.html
30	1	自然公園法（国定公園特別地域）	○		工作物の設置、伐採等	国定公園特別地域	振興局		○		事業者	行為実施前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.html
30	2	自然公園法（国定公園特別保護地区）	○		工作物の設置、伐採等	国定公園特別保護地区	振興局		○		事業者	行為実施前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.html
30	3	自然公園法（国定公園海域公園地区）	○		工作物の設置、土石の採取等	国定公園海域公園地区	振興局		○		事業者	行為実施前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.html
30	4	自然公園法（国定公園普通地域）	○		工作物の設置、土石の採取等	国定公園普通地域	振興局		○		事業者	行為着手の30日前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.html
31	1	北海道立自然公園条例（道立自然公園特別地域）		○	工作物の設置、伐採等	道立自然公園特別地域	振興局		○		事業者	行為実施前まで	振興局環境生活課 ※野幌森林公園については北海道博物館	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.html
31	2	北海道立自然公園条例（道立自然公園普通地域）		○	工作物の設置、土石の採取等	道立自然公園普通地域	振興局		○		事業者	行為着手の30日前まで	振興局環境生活課 ※野幌森林公園については北海道博物館	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.html
32	1	北海道自然環境等保全条例（道自然環境保全地域特別地区）		○	工作物の設置、伐採等	道自然環境保全地域特別地区	振興局		○		事業者	行為実施前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html
32	2	北海道自然環境等保全条例（道自然環境保全地域普通地区）		○	工作物の設置、土石の採取等	道自然環境保全地域普通地区	振興局		○		事業者	行為着手の30日前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html
32	3	北海道自然環境等保全条例（環境緑地保護地区等）		○	工作物の設置、土石の採取等	環境緑地保護地区等	市町村		○		事業者	行為着手の30日前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html
32	4	北海道自然環境等保全条例（記念保護樹木現状変更）		○	記念保護樹木現状変更	全道	市町村		○		事業者	行為実施前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html
32	5	北海道自然環境等保全条例（特定の開発行為：スキー場等）		○	土地の形質変更（スキー場等）	全道	道、振興局		○		事業者	事業着手前まで	開発面積が20ha以上の場合は、環境生活部環境政策課 開発面積が20ha未満の場合は、振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/tokkai/tokkai.html
33	1	自然環境保全法（自然環境保全地域特別地区）	○		工作物の設置、伐採等	自然環境保全地域（特別地区）	環境省		○		事業者	行為実施前まで	環境省地方環境事務所等	https://www.env.go.jp/nature/hozen/index.html
33	2	自然環境保全法（自然環境保全地域普通地区）	○		工作物の設置、土石の採取等	自然環境保全地域（普通地区）	環境省		○		事業者	行為着手の30日前まで	環境省地方環境事務所等	https://www.env.go.jp/nature/hozen/index.html

●その他開発行為

②用地確保（「③施設整備」に関する手続き（工作物の設置等）を含む場合も、こちらに掲載しております。）

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL	
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限
34	1	地すべり等防止法	○		地下水排除阻害、 地表水しん透助 長、工作物等の設 置等	地すべり防 止区域	振興局			○	事業者	事業着手前まで	地すべり防止区域が ・農地保全の場合、振興 局調整課・農村振興課 ・保安林が存する場合、 振興局林務課・森林室 ・砂防指定地が存する場 合、振興局事業課及び 出張所 (※6)	(農政部HP) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/a0002/b0003/ (水産林務部HP) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/144306.html (建設部HP) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html
6	2	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	○		建築物等の新改築 等、埋立、干拓、 伐採等	鳥獣保護区 特別保護地 区	振興局等			○	事業者	事業着手前まで	振興局環境生活課 ※国指定鳥獣保護区について は、北海道地方環境事務所ま たは釧路自然環境事務所まで	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/120405.html
35	1	景観法	○		建築物の新増築、 開発行為等	全道	振興局	○	○		事業者	着工予定日の30日前まで	振興局建設指導課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/m/dr/keikantodokede.html

●その他開発行為

③施設整備（土地の開発行為（立木の伐採、土地の形質変更等）を含む手続きについては、「②用地確保」に掲載しております。）

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL	
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限
7	2	道路法（工作物の整備等）	○		道路に工作物、物件又は施設整備	全道	道路管理者			○	事業者	事業着手前まで	道路管理者 （国・北海道・市町村）	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/kyoninkashinsei.html
18	2	海岸法（工作物の設置等）	○		工作物の設置等	公共海岸	海岸管理者			○	事業者	事業着手前まで	海岸保全区域が ・農地保全の場合、振興局調整課・農村振興課 ・漁港保全の場合、振興局水産課 ・建設海岸の場合、振興局事業課及び出張所 （※6）	(農政部HP) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/a0002/b0003/ (水産林務部HP) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kanri/gvokou_kaiganho.html (建設部HP) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html
23	2	北海道漁港管理条例		○	工作物の新築改築/除去	道管理 漁港施設	振興局			○	事業者	事業着手前まで	振興局水産課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kanri/gvokou_kanrijourei.html
24	2	港湾法（外郭施設等の建設・改良）	○		外郭施設/係留施設等の建設/改良	全道	道			○	事業者	工事開始の60日前まで	総合政策部航空課	-
24	3	港湾法 （臨港地区での水域施設等を建設）	○		工作物の建設等	臨港地区	港湾管理者			○	事業者	工事開始の60日前まで	港湾管理者 （市、町、管理組合）	-
36	1	騒音規制法・振動規制法 （特定施設の設置）	○		特定施設の設置	指定地域	市町村			○	事業者	設置工事を始める 30日前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kh/z/tebiki-souon-shindou-akusyuu.html
36	2	騒音規制法・振動規制法 （特定建設作業の実施）	○		特定建設作業の実施	指定地域	市町村			○	事業者	作業を始める 7日前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kh/z/tebiki-souon-shindou-akusyuu.html
37	1	建築基準法 （建築確認の申請）	○		建築確認の申請	(※4)	市町村				事業者	工事着手前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kiun/tetsuzuki.html
37	2	建築基準法 （建築物の建築・除却に係る届出）	○		建築物の建築又は除却	全道	市町村			○	事業者	工事着手前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/152891.html
38	1	建築物省エネ法	○		建築物の建築	(※5)	市町村				事業者	確認済証の交付前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/211455.html
39	1	浄化槽法	○		浄化槽の設置構造・規模の変更	下水道処理 区域外	市町村			○	事業者	確認済証の交付前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/iss/jokaso.html
40	1	バリアフリー法	○		特定建築物の建築等	全道	市町村			○	事業者	確認済証の交付前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/youshiki/index.html
41	1	北海道福祉のまちづくり条例		○	特定建築物の建築	全道	市町村			○	事業者	確認済証の交付前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/chihuku/chindex.html
42	1	北海道屋外広告物条例		○	屋外広告物の表示又は設置	全道	振興局			○	事業者	屋外広告物を表示又は掲出しようとする前まで	振興局建設指導課 ※以下の市は市役所 札幌市、函館市、旭川市、小樽市、 北広島市の一部の区域（ボールパーク地区）	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/m/dr/koukoku/kyoka.html
43	1	建設リサイクル法	○		特定建設資材使用建築物新築等	全道	市町村			○	事業者	工事着手日の7日前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/risaikuru1.html
44	1	消防法	○		危険物の貯蔵等	全道	市町村			○	事業者	工事着手前まで	市町村	-

- ※1 申請前に事前協議が必要です。
- ※2 実施する内容によって時期が異なります。
- ※3 港湾管理者によっては、異なる場合があります。
- ※4 一号建築物又は二号建築物：全地域、三号建築物：都市計画区域、準都市計画区域、準景観区域及び要確認指定区域
- ※5 一号建築物又は二号建築物：全地域、三号建築物：省エネ適判申請手続き不要（省エネ基準への適合は必要）
- ※6 区域に該当するかの確認が必要となりますので、申請が必要な場合は上記窓口までご連絡ください。

●太陽光発電

①計画段階

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL	
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限
1	1	重要土地等調査法	○		土地取引	特別注視区域	内閣府		○		売主/買主	契約締結の前日まで	内閣府政策統括官(重要土地担当)	https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html
2	1	公有地の拡大の推進に関する法律	○		土地取引	都市計画区域等	各市町村		○		売主	契約締結の3週間前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sum/nintei/219839.html
3	1	北海道水資源の保全に関する条例		○	土地取引	保全地域	振興局	○	○		売主	契約締結の3月前まで	振興局地域政策課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen_todokede_top.html
4	1	北海道生物の多様性の保全等に関する条例(立入制限)		○	立入	立入制限地区	道			○	事業者	行為着手前まで	環境生活部自然環境課	指定する区域 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/kishou/area/hidakasou.html
4	2	北海道生物の多様性の保全等に関する条例(捕獲等の制限)		○	捕獲等	全道	道			○	事業者	行為着手前まで	環境生活部自然環境課	指定種一覧 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/siteishu.html
5	1	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律(捕獲等の制限)	○		捕獲等	全道	環境省			○	事業者	行為着手前まで(※1)	オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・根室振興局管内の場合は、環境省釧路自然環境事務所 それ以外の地域の場合は、環境省北海道地方環境事務所	https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/capture/index.html
5	2	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律(開発の制限)	○		建築物の新改築等、土地の形質変更等	管理区域	環境省			○	事業者	行為着手前まで	オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・根室振興局管内の場合は、環境省釧路自然環境事務所 それ以外の地域の場合は、環境省北海道地方環境事務所	https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html
5	3	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律(開発の制限)	○		建築物の新改築等、土地の形質変更等	生息地等保護区	環境省		○		事業者	行為着手前まで	オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・根室振興局管内の場合は、環境省釧路自然環境事務所 それ以外の地域の場合は、環境省北海道地方環境事務所	https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html
6	1	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	○		捕獲等	全道	環境省、振興局			○	事業者	行為着手前まで	オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・根室振興局管内の希少鳥獣及び国指定鳥獣保護区の場合は、環境省釧路自然環境事務所 道内のそれ以外の地域の希少鳥獣及び国指定鳥獣保護区の場合は、環境省北海道地方環境事務所 それ以外の場合は、各(総合)振興局保健環境部環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/syuryo/236583.html

●太陽光発電

①計画段階

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL	
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限
7	1	道路法（特殊車両の通行）	○		特殊車両の通行	全道	道路管理者			○	事業者	行為着手前まで	各道路管理者（国・北海道・市町村） ※複数の道路を通行する場合、原則として各種道路のうち最上位の窓口に提出	https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/flink/tokusvaoshirase.html
8	1	環境影響評価法 北海道環境影響評価条例	○	○	環境保全手続	全道	国、道				事業者	事業着手前までに 評価書手続きの完了	法： 経済産業省電力安全課 条例： 環境生活部環境政策課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.html

●太陽光発電

②用地確保（「③施設整備」に関する手続き（工作物の設置等）を含む場合も、こちらに掲載しております。）

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL	
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限
1	2	重要土地等調査法 (事後届出の対象となる場合)	○		土地取引	特別注視区域	内閣府		○		売主/ 買主	契約締結から2週間後まで	内閣府政策統括官 (重要土地担当)	https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html
9	1	国土利用計画法	○		土地取引	市街化区域等	市町村		○		買主	契約締結から2週間後まで	市町村 国土利用計画法担当課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/79446.html
10	1	森林法（民有林の所有者変更）	○		所有権移転	民有林	市町村		○		森林の 土地所 所有者	所有権取得日から90日以内	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/77646.html
10	2	森林法（民有林の伐採）	○		伐採	民有林	市町村		○		事業者	伐採を開始する日の前 90日～30日まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/77314.html
10	3	森林法（林地開発許可）	○		土地 形質変更	民有林	道、 振興局	○	○		事業者	事業着手前まで(※1)	開発面積が20ha以上の場合は、水産林務部治山課 開発面積が20ha未満の場合は、振興局林務課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/rin/rinkai.html
10	4	森林法（保安林の伐採）	○		伐採	保安林	振興局		○	○	事業者	伐採前(※2)	振興局林務課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/bassai_sagyo.html
10	5	森林法（保安林の土地形質変更等）	○		土地 形質変更	保安林	振興局		○		事業者	土地の形質変更前(※2)	振興局林務課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/bassai_sagyo.html
10	6	森林法（伐採状況の報告）	○		伐採	森林	市町村				事業者	事前届出済の伐採が 終わった日から30日以内	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/77314.html
12	1	農地法（農地転用）	○		農地転用	農地	振興局、 市町村	○	○	○	事業者	転用行為に着手する前まで	農業委員会（市町村）	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/csi/tenyou/tenyou.html
12	2	農地法（農地転用のための所有権移転）	○		農地転用のための 所有権移転	農地等	振興局、 市町村	○	○	○	売主等/ 買主等	権利設定若しくは移転の前 でかつ転用行為に着手する 前まで	農業委員会（市町村）	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/csi/tenyou/tenyou.html
13	1	特定都市河川浸水被害対策法	○		雨水浸透 阻害行為	特定都市 河川千歳川 流域	道			○	事業者	事業着手前まで	建設部河川砂防課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/163412.html
15	1	文化財保護法（埋蔵文化財）	○		土木工事	埋蔵文化財 包蔵地	市町村		○		事業者	工事着手の届出は 60日前まで(※1)	市町村教育委員会	https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/iizenkyougi.html
15	2	文化財保護法（天然記念物）	○		工事	全道	市町村				事業者	事前に	市町村教育委員会	—
18	1	海岸法（土砂採取、土地掘削等）	○		土砂採取、 土地掘削、 盛土、切土等	海岸保全 区域	海岸管 理者			○	事業者	事業着手前まで	海岸保全区域が ・農地保全の場合、振興 局調整課・農村振興課 ・漁港保全の場合、振興 局水産課 ・建設海岸の場合、振興 局事業課及び出張所 (※4)	(農政部HP) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/a0002/b0003/ (水産林務部HP) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kannri/gvokou_kaignaho.html (建設部HP) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html
19	1	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○		土地の掘削、工作 物の設置、伐採等	急傾斜地崩 壊危険区域	振興局			○	事業者	事業着手前まで	振興局事業課及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html

●太陽光発電

②用地確保（「③施設整備」に関する手続き（工作物の設置等）を含む場合も、こちらに掲載しております。）

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL		
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限	
20	1	河川法及び河川法施行条例	○	○	土地の掘削、工作物の設置、伐採等	1級河川（指定区間） 2級河川	振興局			○	事業者	事業着手前まで	振興局事業課及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/k/k/asenn-top.html	
21	1	砂防法	○		土地の掘削、工作物の設置、伐採等	砂防指定地	振興局			○	事業者	事業着手前まで	振興局事業課及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html	
22	1	漁港及び漁場の整備等に関する法律	○		工作物の建設/改良、土砂採取等	漁港の区域内	振興局			○	事業者	事業着手前まで	振興局水産課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/k/annri/gvokou_gvokogyoioiseibiho.html	
23	1	北海道漁港管理条例		○	工作物の新築改築等、土砂採取/土地掘削	漁港区域	振興局				事業者	事業着手前まで	振興局水産課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/k/annri/gvokou_kanrijourei.html	
24	1	港湾法（工作物等の占用）	○		工作物等の占用	港湾区域	港湾管理者			○	事業者	工事開始の30日前まで（※3）	港湾管理者（市、町、管理組合）	-	
25	1	廃棄物処理法	○		土地の掘削、形質変更	指定区域	振興局			○	事業者	形質の変更着手の30日前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/sitekuiki.html	
26	1	土壤汚染対策法	○		土地の形質変更	全道	道			○	事業者	工事着手の30日前まで	環境生活部循環型社会推進課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/d/ojo_osen_taisaku.html	
28	1	宅地造成及び特定盛土等規制法（許可）	○		宅地造成等	盛土規制法の規制区域	道			○	○	事業者	・工事着手の30日前まで（許可が必要な規模でも規制開始時点で既に着手している場合は規制開始後21日以内に届出）	建設部都市計画課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html
28	2	宅地造成及び特定盛土等規制法（届出）	○		宅地造成等	盛土規制法の規制区域	道			○	事業者	・工事着手の30日前まで（規制開始時点で既に着手している場合は規制開始後21日以内）	建設部都市計画課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html	
29	1	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（管理区域内での建築物の新築等）		○	建築物の新築等、土地の形質変更等	生息地等保護区（管理区域）	道				○	事業者	行為着手前まで	環境生活部自然環境課	指定する区域 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/kishou/area/hidakasou.html
29	2	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（管理区域外での建築物の新築等）		○	建築物の新築等、土地の形質変更等	生息地等保護区（管理区域外）	道				○	事業者	行為の着手日から30日前（知事が期間を定めるときは、その期間前）まで	環境生活部自然環境課	指定する区域 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/kishou/area/hidakasou.html
29	3	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（管理区域内での伐採等）		○	非常災害応急措置、通常の管理行為、伐採等	生息地等保護区（管理区域）	道				○	事業者	非常災害に対する必要な応急措置としての行為の日から起算して14日を経過する日まで	環境生活部自然環境課	指定する区域 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/kishou/area/hidakasou.html
30	1	自然公園法（国定公園特別地域）	○		工作物の設置、伐採等	国定公園特別地域	振興局				○	事業者	行為実施前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm
30	2	自然公園法（国定公園特別保護地区）	○		工作物の設置、伐採等	国定公園特別保護地区	振興局				○	事業者	行為実施前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm
30	3	自然公園法（国定公園海域公園地区）	○		工作物の設置、土石の採取等	国定公園海域公園地区	振興局				○	事業者	行為実施前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm
30	4	自然公園法（国定公園普通地域）	○		工作物の設置、土石の採取等	国定公園普通地域	振興局				○	事業者	行為着手の30日前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm

●太陽光発電

②用地確保（「③施設整備」に関する手続き（工作物の設置等）を含む場合も、こちらに掲載しております。）

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL	
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限
31	1	北海道立自然公園条例（道立自然公園特別地域）		○	工作物の設置、伐採等	道立自然公園特別地域	振興局			○	事業者	行為実施前まで	振興局環境生活課 ※野幌森林公園については北海道博物館	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm
31	2	北海道立自然公園条例（道立自然公園普通地域）		○	工作物の設置、土石の採取等	道立自然公園普通地域	振興局		○		事業者	行為着手の30日前まで	振興局環境生活課 ※野幌森林公園については北海道博物館	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm
32	1	北海道自然環境等保全条例（道自然環境保全地域特別地区）		○	工作物の設置、伐採等	道自然環境保全地域特別地区	振興局			○	事業者	行為実施前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html
32	2	北海道自然環境等保全条例（道自然環境保全地域普通地区）		○	工作物の設置、土石の採取等	道自然環境保全地域普通地区	振興局		○		事業者	行為着手の30日前まで	振興局環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html
32	3	北海道自然環境等保全条例（環境緑地保護地区等）		○	工作物の設置、土石の採取等	環境緑地保護地区等	市町村			○	事業者	行為着手の30日前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html
32	4	北海道自然環境等保全条例（記念保護樹木現状変更）		○	記念保護樹木現状変更	全道	市町村			○	事業者	行為実施前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html
33	1	自然環境保全法（自然環境保全地域特別地区）	○		工作物の設置、伐採等	自然環境保全地域（特別地区）	環境省			○	事業者	行為実施前まで	環境省地方環境事務所等	https://www.env.go.jp/nature/hozen/index.html
33	2	自然環境保全法（自然環境保全地域普通地区）	○		工作物の設置、土石の採取等	自然環境保全地域（普通地区）	環境省			○	事業者	行為着手の30日前まで	環境省地方環境事務所等	https://www.env.go.jp/nature/hozen/index.html
34	1	地すべり等防止法	○		地下水排除阻害、地表水しん透助長、工作物等の設置等	地すべり防止区域	振興局			○	事業者	事業着手前まで	地すべり防止区域が ・農地保全の場合、振興局調整課・農村振興課 ・保安林が存する場合、振興局林務課・森林室 ・砂防指定地が存する場合、振興局事業課及び出張所 (※4)	(農政部HP) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/a0002/b0003/ (水産林務部HP) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/144306.html (建設部HP) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html
6	2	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	○		建築物等の新改築等、埋立、干拓、伐採等	鳥獣保護区特別保護地区	振興局等			○	事業者	事業着手前まで	振興局環境生活課 ※国指定鳥獣保護区については、北海道地方環境事務所または釧路自然環境事務所まで	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/120405.html

●太陽光発電

③施設整備（土地の開発行為（立木の伐採、土地の形質変更等）を含む手続きについては、「②用地確保」に掲載しております。）

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL	
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限
45	1	再エネ特措法	○		FIT制度・FIP制度の認定	全道	経産省				事業者	電力会社から系統接続契約について同意を得た後	北海道経済産業局 エネルギー対策課	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html
7	2	道路法（工作物の整備等）	○		道路に工作物、物件又は施設整備	全道	道路管理者			○	事業者	事業着手前まで	道路管理者 （国・北海道・市町村）	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/kyoninkashinsei.html
18	2	海岸法（工作物の設置等）	○		工作物の設置等	公共海岸	海岸管理者			○	事業者	事業着手前まで	海岸保全区域が ・農地保全の場合、振興局調整課・農村振興課 ・漁港保全の場合、振興局水産課 ・建設海岸の場合、振興局事業課及び出張所（※4）	（農政部HP） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/a0002/b0003/ （水産林務部HP） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kanri/gvokou_kaiqanho.html （建設部HP） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html
23	2	北海道漁港管理条例		○	工作物の新築改築/除去	道管理漁港施設	振興局			○	事業者	事業着手前まで	振興局水産課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kanri/gvokou_kanrijourei.html
24	3	港湾法（臨港地区での水域施設等を建設）	○		工作物の建設等	臨港地区	港湾管理者			○	事業者	工事開始の60日前まで	港湾管理者 （市、町、管理組合）	—
35	1	景観法	○		工作物の新増築	全道	振興局	○	○		事業者	着工予定日の30日前まで	振興局建設指導課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/m/dr/keikantodokede.html
36	1	騒音規制法・振動規制法（特定施設の設置）	○		特定施設の設置	指定地域	市町村			○	事業者	設置工事を始める30日前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.html
36	2	騒音規制法・振動規制法（特定建設作業の実施）	○		特定建設作業の実施	指定地域	市町村			○	事業者	作業を始める7日前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.html
46	1	電気事業法	○		事業用電気工作物の設置	全道	振興局			○	事業者	工事開始の30日前まで	北海道産業保安監督部	https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi_hoan.html
42	1	北海道屋外広告物条例		○	屋外広告物の表示または設置	全道	振興局	○		○	事業者	屋外広告物を表示又は掲出しようとする前まで	振興局建設指導課 ※以下の市は市役所 札幌市、函館市、旭川市、小樽市、北広島市の一部の区域（ボールパーク地区）	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/m/dr/koukoku/kyoka.html
43	1	建設リサイクル法	○		特定建設資材使用建築物新築等	全道	市町村			○	事業者	工事着手日の7日前まで	市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/risaikuru1.html
44	1	消防法	○		危険物の貯蔵等	全道	市町村			○	事業者	工事着手前まで	市町村	—

●太陽光発電

④稼働段階

番号	枝番	規制				手続き						相談先	詳細URL	
		名称	法令	条例	対象	区域	行政庁	権限移譲	届出	許可	主体			期限
46	2	電気事業法 (保安規程設定)	○		発電設備設置 (保安規程設定)	全道	経産省		○		事業者	発電設備使用開始前まで (工事計画の届出が必要な 工事に関しては工事の開始 前まで)	北海道産業保安監督部	https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi_hoan.html
46	3	電気事業法 (主任技術者の選任)	○		発電設備設置 (主任技術者を選任)	全道	経産省		○		事業者	発電設備使用開始前まで (工事計画の届出が必要な 場合工事の開始前まで)	北海道産業保安監督部	https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi_hoan.html

※1 申請前に事前協議が必要です。

※2 実施する内容によって時期が異なります。

※3 港湾管理者によっては、異なる場合があります。

※4 区域に該当するかの確認が必要となりますので、申請が必要な場合は上記窓口までご連絡ください。